

総務

一般会計予算の増額補正

議案第34号
平成24年度一般会計補
正予算(第5号)

(提案理由) 歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ15億2千194万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ503億5千626万6千円にしようとするもの。

■委員 債務負担行為の補正で消防指令共同運用整備事業の補正後限度額はこの事業全体のものか。

□当局 共同で整備する部分と市単独で整備する部分があり、その単独整備部分の7年間のリース料である。

■委員 歳入の買物便利拠点使用料の減額理由は。

□当局 購買力が予想以上に低く、当初想定した販売額に満たないことが判明したため減額するものである。

■委員 スポーツ公園ゴルフ場施設設置使用料の減額理由は。

□当局 ゴルフ場の借地料分を使用料として開発協会からいただいているもので、借地料について、3年に一

度見直しを行っており、平成24年8月にけやきコースの見直しを行った際、固定資産評価額が下がっていたため、その分の借地料が減ったものである。

■委員 土地売却収入の場所と面積は。

□当局 尾崎と山崎の廃道敷と排水路敷の5件分であり、合わせて153・95平方メートルである。

■委員 職員退職手当積立基金繰入金が計上されているが、退職者の内訳は。

□当局 退職する正規職員は47人であり、定年が27人、定年準拠1人、勸奨退職16人、自己都合が3人である。加えて、任期付職員の任期終了が3人、自己都合が3人である。

■委員 住宅新築資金等貸付金元利収入滞納繰越分が大幅に減っているが、理由は。

□当局 厳しい経済状況や失業並びに債権者や連帯保証人の高齢化などにより、滞納額が増えている状況であり、収入が見込めないことから減額するものである。

◆賛成多数で可決

環境経済

農産物直売所の指定管理者の指定

議案第22号
農産物直売所の指定管理者の指定

(提案理由) 農産物直売所の指定管理者として、農事組合法人ゆめあぐり野田を指定しようとするもの。

■委員 指定管理者候補者採点結果の中で、評価が3・1というものが5項目あるが、これはどういうものか。

□当局 配点についての適格要件は3であり、農事組合法人のプレゼンテーションや資料の提出により、その中で基準をクリアしているということと判断したものである。

■委員 選定委員会の会議録の中で、人件費の削減とあり、人数を減らしていくと解釈しているが、何人しようとしているのか。

□当局 現在の勤務体系は、店長が2名、販売員が8名、障がい者が8名で、それぞれがローテーションを組んで業務にあたっているが、来店者が比較的少ない時間帯をシフトしながら総体的な人件費を削減していくという考えである。

■委員 管理経費削減のための方策として、日照時間の短い冬の期間は営業時間を短縮させることによって、人件費を削減していくということか。

□当局 人件費の削減も含め、冬時間を検討しているが、現在、時間ごとの売り上げ金額や来客者数を分析しており、今後、実現に向けて努めていくものである。

■委員 消費者の苦情を把握するシステムはできているのか。

□当局 苦情については、電話や直接来店された際に承っているが、文書でしか言えない人のために、今後指定管理者と話し合い、苦情などを書いて入れる箱などの設置に向けて努めていきたい。

◆全会一致で可決



ゆめあぐり野田

市立あおい空の指定管理者の指定

文教福祉

議案第23号
市立あおい空の指定管理者の指定

（提案理由）市立あおい空の指定管理者として、社会福祉法人野田みどり会を指定しようとするもの。

■委員 市の直営で運営していたときに比べ、利用者へのサービスは改善されたのか。

□当局 入浴サービスについては、市が直営で運営していた際に月4回だったものが現在は最低でも月6回実施している。

■委員 NPO法人ともいきは保護者の方の思いで立ち上げたNPO法人だと聞いていたが、指定当初から思っただけでは運営に無理があるのではないかとという声が聞かれたと思うが、指定管理者に指定した市の責任は。

□当局 まさにその思いというものを大切にしたいということでも市として指定管理者に指定したが、やはり無理だということ、野田みどり会との共同運営になった。今回そこからもいきの分が外れるということであるが、共同運営をしていた中

で生かされてきたともいきのその思いを継続していくということであり、保護者の方の気持ちを素直に反映できるような運営をしていきたいということ、このような形をとらせていただきたい。

■委員 ともいきと野田みどり会の共同事業体としての役割分担は。

□当局 施設長は野田みどり会から来ており、基本的に施設の運営については知識のある野田みどり会で行ってきた。

■委員 現在の職員体制は。

□当局 施設長1名、看護師1名、生活支援員10名、事務員1名の計13名であり、職員は全て野田みどり会に引き継がれると聞いている。

■委員 ともいきの保護者が要望している短期入所や一時支援事業については実現可能なのか。

□当局 ともいきでは困難であった短期入所や一時支援事業を円滑にやっていた、ということ、野田みどり会もその計画を踏まえて受けていただけるとのことである。

◆賛成多数で可決

議案第37号
平成24年度用地取得特別会計補正予算（第2号）

（提案理由）道路改良事業用地取得費（古布内字雷電地先）ほか3件の繰越明許費の設定をしようとするもの。

■委員 繰越となった理由は。

□当局 古布内字雷電地先は、用地買収に当たり現地で境界等の立会いを行った際、公図と公図の接続部分の形状が一致しないことが判明し、法務局との調整及び公図の修正等に時間を要したためである。木間ヶ瀬字上羽貫地先は、地権者の方が相続の手続き中であることにより繰越となった。理科大グラウンド地先は、事故が多いということ、信号機を設置するに当たり、隅切りの確保のために地権者の1人と交渉中であること及び理科大野球場のバックネットを移動する時間を要しているためである。野田市駅西土地区画整理事業は、地権者との交渉が長期化しているためである。

◆全会一致で可決

建設 用地取得特別会計繰越明許費の設定

請願・陳情をされる方へ

- 受付は随時行っていますが、6月定例会の場合、5月31日までに提出されたものを審査します。その後提出されたものは、9月定例会で審査することになります。
- 請願書・陳情書には趣旨と項目、提出年月日、住所、氏名（団体の場合は名称と代表者名）を記載したものを市議会議長宛てに提出してください。請願書には紹介議員の署名が必要となります。提出に際しては、事前に議会事務局までお問い合わせください。

【問合せ先】04-7125-1111（内線3314）